

【監理団体の改善命令の内容】

1 監理団体の改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名： 一般社団法人日中科学技術文化センター
- (2) 代表者職氏名： 理事長 巨 東英
- (3) 所在地： 東京都千代田区神田小川町 3 - 6

2 処分等内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 6 月 23 日をもって一般社団法人日中科学技術文化センターに対して必要な措置を講じるよう改善命令を行うこと。

3 処分等理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っておらず、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認められることから、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。